

【登園許可証】 医師記入

チェック	病名	登園の目安
	インフルエンザ(A ・ B)	発症後 5 日経過し、かつ、解熱後 3 日経過していること
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過していること
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過してから
	風疹(三日はしか)	発疹が消失してから
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化してから
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹の出現から 5 日経過し、全身状態が良くなってから
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過していること。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失し、医師の許可が出るまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	その他 ()	

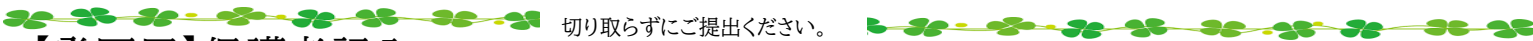
しののめ YMCA こども園 殿

上記疾患が(治癒 ・ 軽快)しましたので 年 月 日より登園を許可します。

医療機関名

医師名

印



【登園届】保護者記入

切り取らずにご提出ください。

チェック	病名	登園の目安
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間以上経過し、全身状態が良くなるまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、医師により感染の恐れがないと認められるまで
	手足口病	平熱で、口の中の水泡の影響がなく、普段の食事ができるようになるまで
	伝染性紅班(りんご病)	全身状態が良くなるまで
	ウイルス性胃腸炎 (お腹の風邪・ノロ・ロタ等)	下痢・嘔吐の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	ヘルパンギーナ	平熱で、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができるようになるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められるまで
	ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
	アタマジラミ症	駆除(治療)を開始してから
	伝染性軟属腫(水いぼ)	登園可能だが、未治療ではプールおよび水遊びは不可
	伝染性膿痂疹(とびひ)	掻きこわしから浸出液が出ている場合は被覆して登園可。プール及び水遊びは不可。

上記疾患について 年 月 日より治療中でしたが、 年 月 日 医療機関名

において病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。

保護者氏名

印